

施工管理技士試験制度の改定



一般財団法人 経済調査会

施工管理技士試験制度の改定

- 技術検定制度の見直し
- 監理技術者の専任の緩和

これまでの検定制度

1次検定（学科試験）・2次検定（実地試験）の合格者
→ 技士認定（土木施工管理技士・建築施工管理技士）

令和3年度の検定制度

1次検定（学科試験）の合格者
→ 「**技士補**」認定 ※1級の場合：監理技術者補佐

1次検定（学科試験）・2次検定（実地試験）の合格者
→ 技士認定（土木施工管理技士・建築施工管理技士）

技術検定制度の見直し ～受検資格の見直し～

これまでの検定制度

1 級受検資格：2 級合格後、原則として実務経験 **5 年間**が必要)

令和 3 年度の検定制度

1 級受検資格：2 級合格後、**翌年に第一次（学科）受検可能**
→早期の 1 級技士補（監理技術者補佐※）の取得が可能に！

※監理技術者補佐・・・監理技術者の職務に関する基礎的な知識や能力を持つ者

これまでの検定制度

1級・2級ともに一次検定（学科）合格後、二次検定（実地）が
2回不合格だった場合、再度一次試験から受検となる

令和3年度の検定制度

一次試験合格（技士補認定）すれば、以降は**何度でも**二次検定より受検可能

これまでの建設業法

監理技術者（1級施工管理技士）は工事現場ごとに**専任で配置**する必要があり / 他の現場との**兼任は認めず**

令和3年度改正の建設業法

監理技術者の「補佐」として技士補を現場ごとに配置する事で監理技術者は、特例監理技術者（兼務が認められる監理技術者）として**2つの現場を兼任することが可能**